

岐阜大学総合研究棟施設整備事業 実施方針に関する質問及び質問に対する回答

	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
1	1	1	(1)	5)	事業概要	事業内容で、本事業には外構・造園工事は含まれているか。	業務内容に部分的に含まれる予定ですが、詳細については、入札説明書等において示します。
2	1	1	(1)	5)	事業概要	選定事業者が当該施設を設計・建設した後、岐阜大学に所有権を移転とあるが、不動産取得税については事業者には課税されないとの理解でよいか。	入札説明書等において示します。
3	1	1	(1)	5)	事業概要	施設所有権は、大学が直接保存登記するのか。登記する場合の手續費用、登録免許税は大学側負担と考えてよいか。	入札説明書等において示します。
4	1	1	(1)	5)	事業概要	本事業期間終了後も、本事業に係る業務がPFI事業者へ再委託されることはあるのか。	委託業者は、入札等の方法により決定すると想定しています。
5	1	1	(1)	5)	事業概要	アの事前調査業務に埋蔵文化財の調査が含まれていないが、該当しない場所なのか。また既に調査が終了し行う調査の必要がないのか。	埋蔵文化財の包蔵区域外であり、事前調査業務は必要としません。
6	1	1	(1)	5)	事業概要	ア設計及び建設の中に「近隣対応・対策」とあるが、大学構内の他の棟を対象とする必要はあるのか。	大学内における事業予定地の周辺施設等も含めた範囲を対象としております。なお、詳細については入札説明書等において示します。
7	2	1	(1)	5)	事業概要	イで「大規模修繕業務については、大学が直接行うこととし、選定事業者の業務範囲からは外すものとする。」とあるが、大規模とは具体的にどの程度の規模を指しているのか。また、事業者の業務範囲となる修繕はどの程度の規模のことか。	大規模修繕とは、大学が別途発注する施設の利用を制限して行うものを予定しています。事業者の業務範囲となる修繕は、本事業期間中施設が要求水準に示すレベルを保つものとします。
8	2	1	(1)	5)	事業概要	イに維持管理の大規模修繕業務は貴大学が行うとあるが、維持管理業務に含まれている修繕との関係はどのように考えたらよいか。例えば、修繕費は貴大学がすべて負担する方法、または、軽微な修繕費を見込む方法、等が考えられるが、考え方を教えてほしい。大規模修繕と一般業務における修繕との業務内容の違いの基準を明示してほしい。	本事業期間中施設が要求水準に示すレベルを保つことを目的としたすべての修繕等は、本事業の業務範囲内とします。なお、提案提出時に事業者から修繕計画を提出していただく予定です。
9	2	1	(1)	5)	事業概要	イの警備関係はどのように考えたらよいか。また、含まれない場合には、警報関係はどのように考えたらよいか。	事業者の業務範囲に警備業務は含まれません。棟全体の警報設備の設置は予定してませんが、各諸室の防犯設備については、入札説明書等において示します。
10	2	1	(1)	5)	事業概要	イ維持管理の中の清掃業務について、ゴミ等の廃棄物処理は含まれるのか。また、含まれるとすれば廃棄物の種類・量等を教えてほしい。	事業者が実施する清掃業務には、施設内の一般廃棄物を収集し、大学構内のゴミ保管所まで運搬することを含みます。
11	2	1	(1)	5)	事業概要	イ建物保守管理業務、設備保守管理業務に含まれる修繕・更新と大規模修繕業務に含まれる修繕の区分を示してほしい。	大規模修繕とは、大学が別途発注する施設の利用を制限して行うものを予定しています。修繕業務は本事業期間中施設が要求水準に示すレベルを保つことを目的としたもので、本事業の範囲内とします。なお、提案提出時に事業者から修繕計画を提出していただく予定です。
12	2	1	(1)	5)	事業概要	イ維持管理の清掃業務には、共用部（廊下等）以外の実験室等の清掃は含まれるのか。	実験室等の清掃を含む予定ですが、詳細については、入札説明書等において示します。
13	2	1	(1)	5)	事業概要	イ維持管理業務にかかる光熱水費は大学が実費を負担するとなっているが、研究や実験諸施設の光熱水費も大学が負担すると考えてよいか。	ご質問のとおりです。
14	2	1	(1)	5)	事業概要	イ引渡し後、維持管理期間が開始する前の期間において発生する維持管理・光熱水費等は、公共負担と考えてよいか。	光熱水費は大学が実費を負担するが、維持管理費は事業者の業務範囲に含まれ、サービス対価として支払います。
15	2	1	(1)	5)	事業概要	当該建設に係る対価について、供用開始から事業期間中に、割賦方式により均等に支払うとあるが、平成17年2月～平成30年3月の期間にわたって支払うと理解してよいか。	ご質問のとおりですが、詳細については、入札説明書等において示します。

ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答	
16	2	1	(1)	5)	事業概要 サービス対価には金利や物価上昇分は考慮されるのか。また、考慮される場合、その具体的な数値を示してほしい。	入札説明書等において示します。	
17	2	1	(1)	5)	事業概要 イ 選定事業者の業務範囲に警備業務は含まれないのか。	警備業務は業務範囲に含まれません。	
18	2	1	(1)	5)	事業概要 大学の費用の支払いにあたっては、支払いの平準化を予定しているのか。	支払の平準化をPFI導入のメリットの一つと考えています。当該建設に係る対価については、供用開始から事業期間中に、選定事業者に対し、事業契約書に定める額を割賦方式により均等に支払います。また、維持管理サービスに係る対価については、供用開始から事業期間中に、選定事業者に対し、事業契約書に定める額を支払います。	
19	2	1	(1)	5)	事業概要 長期に亘る事業期間中には、例えば大学の独立法人化等の環境の変化が予想される。このような環境の変化は大学による費用の支払いに影響を与えないと考えてよいのか。また、支払いについて文部科学省による保証等があると考えるとよいのか。さらに、事業契約の締結にあたっては、大学内において地方公共団体における債務負担行為に該当するような手続を経る必要があるのか。	入札説明書等において示します。	
20	2	1	(1)	5)	事業概要 イ 「大規模修繕業務については～」とあるが、大規模修繕の範囲・定義について示してほしい。	大規模修繕とは、大学が別途発注する施設の利用を制限して行うものを予定しています。	
21	3	1	(1)	8)、9)	実施方針に関する質問受付、回答公表等	質問書、提案・意見の提出について、ファイル形式は一太郎となっているが、他の形式（WORD等）ではだめなのか。また、一太郎の場合は、バージョンの指定はないのか。	ご意見として承ります。なお、一太郎のバージョンの指定については、Windows版対応とします。
22	3	1	(1)	8)	実施方針に関する質問受付、回答公表	提出方法のファイル形式がJUSTSYSTEM一太郎とあるが、一般的にワードを使用することが多いように思う。変更は可能か。	ご意見として承ります。
23	4	1	(2)	1)	特定事業の選定に当たっての考え方	大学が直接行う大規模修繕業務及び大学が実費負担する光熱水費に対する提案は、評価に勘案されるのか。	維持管理にかかる光熱水費は、大学が負担しますが、光熱水費の削減効果が期待できるような提案を求める予定です。詳細は、入札説明書等において示します。
24	4	1	(2)	1)	特定事業の選定に当たっての考え方	大学の財政負担の見込み額を算定するに当たっては、適切な調整を行った上で、とあるが、適切な調整とはどのような調整をいうのか。	現行制度に基づいた収入等の調整を行います。
25	4	1	(2)	1)	特定事業の選定に当たっての考え方	特定事業選定の際等に、PSCを公表する予定はあるか。	PSC及びPFIのLCCを示すことにより、その後の入札等において正当な競争が阻害される恐れがあると大学が判断した場合には、PSCとPFIのLCCの差額又は比率によるVFMの程度のみを示す可能性もあります。
26	4	1	(2)	1)	特定事業の選定に当たっての考え方	特定事業に選定された場合、PSC及びVFM、並びに債務負担行為の限度額に加え、その算定根拠も開示されるのか。	債務負担行為の限度額については、公表しません。PSC及びPFIのLCCを示すことにより、その後の入札等において正当な競争が阻害される恐れがあると大学が判断した場合には、PSCとPFIのLCCの差額又は比率によるVFMの程度のみを示す可能性もあります。
27	4	1	(2)	1)	特定事業の選定に当たっての考え方	特定事業に選定された場合、将来大学が独立行政法人になったとしても、国が債務負担行為を保証するものと理解してよいのか。	入札説明書等において示す予定です。
28	5	1	(2)	1)	特定事業の選定に当たっての考え方	公共サービスの水準の評価にあたっては、出来る限り定量的に行うことと、記載されているが、品質確保のために下限価格の設定等低価格の歯止めの措置は講ずるのか。	そのような措置を講じないことを考えています。
29	5	1	(2)	1)	特定事業の選定に当たっての考え方	客観性を確保した上で定性的評価を行うとあるが、評価項目は入札公告時に開示するのか。	入札説明書等において示す予定です。
30	6	2	(2)		選定の手順及びスケジュール	要求水準書（案）、事業契約書（案）に関する質問受付及び回答公表は、平成15年1月の入札説明書等に関する第1回質問受付、2月の入札説明書等に関する第1回質問・回答公表時と同じと理解してよいのか。	平成14年12月に公表を予定しています要求水準書（案）、事業契約書（案）に関する質問受付及び回答公表は行いません。ただし、意見の受付を同年12月に行う予定です。

ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答	
31	6	2	(2)		選定の手順及びスケジュール	平成14年12月事業契約書(案)意見受付とあるが、平成15年7月事業契約書締結期間においても意見討議する事は可能か。	落札者選定後から選定事業者を決定する過程において、契約書の文言の明確化を除き、交渉する機会は設けない予定です。
32	7	2	(5)	2)	応募者の構成員等の資格等要件	応募企業又は応募グループが2) 応募者の構成員等の資格等要件を満たさなくても、協力業者が要件を満たせばよいとの理解でよいのか。	特別目的会社から直接業務を受託する協力が会社が、条件を満たすことが必要です。
33	7	2	(5)	2)	応募者の構成員等の資格等要件	応募企業又は応募グループ及び協力業者のうち設計、建設及び維持管理の各業務に当たる者(落札者が特別目的会社を設立した場合にあっては、特別目的会社からこれらの業務を受託する者を含む)より再受託される者は、協力業者ではなく資格等要件を問われず制限規定等はないとの理解でよいのか。	記述していただいた解釈で結構ですが、詳細については、入札説明書等において示します。
34	7	2	(5)	2)	応募者の構成員等の資格等要件	で、設計に当たるものは、複数の企業が共同して実施することは可能か。またその時、で示す資格要件は1企業が有していれば良いと理解してよいのか。	設計に当たる者は、グループ構成員又は協力が会社(特別目的会社から直接業務を受託する者)として、全てア～オの要件を満たしている必要があります。
35	7	2	(5)	1)	応募者の構成員等の資格等要件	3行目以降に『協力を会社を「事業開始後、選定事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定しているもの」についても、参加表明書において協力を会社として明記し、』とあるが、リーガルアドバイザーや調査会社等もS P Cから直接業務を受託する場合には、事前に参加表明書に記載する必要があるということか。	協力を会社とは、設計・建設及び維持管理を行う企業を指しており、アドバイザーや調査会社は、含まれておりませんが、詳細については、入札説明書等で示す予定です。
36	7	2	(5)	1)	応募者の参加要件等	構成員・協力を会社以外の業者に業務を委託することは可能か。	特別目的会社から直接業務を受託する者は、グループ構成員又は協力を会社である必要があります。ただし、設計・建設及び維持管理業務以外の業務(アドバイザー業務等)はこの限りではありません。なお、詳細については、入札説明書等で示す予定です。
37	7	2	(5)	1)	応募者の参加要件等	支出負担行為担当官とは具体的に誰のことを指すのか示してほしい。	岐阜大学事務局長を指します。
38	7	2	(5)	2)	応募者の構成員等の資格等要件	「なお、及びのうち、複数の要件を満たすものは当該複数の業務を実施することができる。」と記載されているので、の設計に当たる者と建設に当たる者が各要件を満たしている場合には、設計と建設を同一企業で設計・建設(施工)を行うことが出来るものと考えてよいのか。	ご質問のとおりです。
39	7	2	(5)	2)	応募者の構成員等の資格等要件	「経営状況が健全であること」とあるが、具体的に示してほしい。	手形交換所による取引停止処分及び主要取引先からの取引停止を受けていない者などと考えています。
40	7	2	(5)	2)	応募者の構成員等の資格等要件	1.本事業と同種業務の建物の設計実績の基準、2.本事業と同種業務の建物の建設実績の基準、3.本事業と同種業務の維持管理実績の基準、4.本事業と同種業務の施工経験者の配置、は必要ないのか(監理技術者又は主任技術者として配置されていた者等)を示してほしい。	入札説明書等において示します。
41	7	2	(5)	2)	応募者の構成員等の資格等要件	「平成4年度以降に、～実績がある事。」とあるが、証明する提出書類として具体的に何が必要となるのか。	入札説明書等において示します。
42	8	2	(5)	2)	応募者の構成員等の資格等要件	で、建築一式工事、電気工事、管工事のそれぞれにおいて入札参加要件の評点基準が設けられているが、従来のように単独工種のみで入札に参加することは可能か。もしくは全工種において評点をクリアしていなければ入札参加資格はないのか。	建設に当たる者は、グループ構成員又は協力を会社(特別目的会社から直接業務を受託する者)として、アの要件を持ち合わせている他、イ～ウの要件をすべて満たしている必要があります。
43	8	2	(5)	2)	応募者の構成員等の資格等要件	管工事及び電気工事について、入札参加要件の評点基準が950点に設定されているが、国土交通省の経審評点850点をもって入札参加資格に変えることが可能か。もしくは、参加要件の評点をクリアしている企業との共同企業体を組むことにより、入札参加要件を満たすことは出来るのか。	認められません。 建設に当たる者は、グループ構成員又は協力を会社(特別目的会社から直接業務を受託する者)として、アの要件を持ち合わせている他、イ～ウの要件をすべて満たしている必要があります。

ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答	
44	8	2	(5)	2)	応募者の構成員等の資格等要件	平成4年以降に本事業における施設と同種以上の維持管理業務実績があること。とあるが、同種とは建物用途を示すのか。	入札説明書等において示します。
45	8	2	(5)	2)	応募者の構成員等の資格等要件	平成4年以降に本事業における施設と同種以上の維持管理業務実績があること。とあるが、維持管理業務実績とは、P2のイ、維持管理であげる3業務すべてを指すのか、あるいはその一部でも宜いのか。また、3業務以外の実績を問われることは無いと考えてよいのか。	維持管理業務実績とは、実施方針P2のイ、維持管理であげる3業務すべてを指します。
46	8	2	(5)	2)	応募者の構成員等の資格等要件	応募グループの構成員及び協力会社の変更について「やむを得ない事情が生じた場合」とはどのような場合をいうのか。	事業遂行に支障をきたす恐れがあると認められる場合に、大学において判断させていただきます。
47	8	2	(5)	2)	応募者の構成員等の資格等要件	ア管工事のみを担当する構成員または協力会社も建築工事一式や電気工事の点数を満たす必要があるのか。	ア管工事のみを担当する構成員または協力会社は、建築工事一式や電気工事の点数を満たす必要はありませんが、イ～ウの要件をすべて満たしている必要があります。
48	8	2	(5)	2)	応募者の構成員等の資格等要件	ア「各工事を複数の企業が共同して実施することは差し支えない」とあるが、共同で行う企業数に制限はあるのか。	必要な条件を満たす限り、ありません。
49	8	2	(5)	2)	応募者の構成員等の資格等要件	維持管理に当たる者は、複数でも可能か。複数の場合は、少なくとも1者がア～ウまでの資格要件を満たしていれば他の要件を必ずしも満足しなくても良いと理解してよいのか。	維持管理業務に当たる者で、グループ構成員又は協力会社（特別目的会社から直接業務を受託する者）は、ア～ウの要件をすべて満たしている必要があります。
50	8	2	(5)	2)	応募者の構成員等の資格等要件	ウ「平成4年度以降に、本事業と同主業務の建物の建設実績があること～」とあるが、各工事を実施するすべての応募企業、又は構成員がこの条件を満たしていなければいけないのか。	建設に当たる者は、グループ構成員又は協力会社（特別目的会社から直接業務を受託する者）として、ウの要件をすべて満たしている必要があります。
51	8	2	(5)	2)	応募者の構成員等の資格等要件	「～ただし、やむを得ない事情が生じた場合」とあるが、どのような場合を想定しているのか。	事業遂行に支障をきたす恐れがあると認められる場合に、大学において判断させていただきます。
52	8	2	(6)	1)	審査及び選定に関する事項	「民間事業者の選定に当たり、大学に学識経験者・有識者・大学職員等で構成する審査委員会を設置する。」とあるが、委員会構成員の方々の公表等は予定されているのか。	入札説明書等において示します。
53	8	2	(6)	1)	審査委員会	いつ頃公表されるのか。	入札説明書等において示します。
54	8	2	(6)	2)	審査及び選定	提案の際、プレゼンテーション（提案内容の説明）は行う予定か。行う場合、いつ頃か。	プレゼンテーションの実施については、現在検討中です。詳細は、入札説明書等において示します。
55	8	2	(6)	1)	審査委員会	入札参加者の参加要件に係るので、審査委員会のメンバーを示してほしい。	入札説明書等において示します。
56	9	2	(6)	3)	選定結果の公表	落札者の選定を行った場合には、その結果を速やかに公表するとの記載があるが、第一次審査及び第二次審査等の審査過程の公表はされると考えてよいのか。また、第二次審査の公表は落札者及び次点者も併せて公表されると考えてよいのか。	第一次審査の審査結果は、入札参加者の代表企業に対して通知致します。また、第二次審査等の審査結果は公表致しますが、詳細については、入札説明書等において示します。
57	9	2	(6)	2)	審査及び選定	第二次審査における評価項目と配点を示してほしい。	入札説明書等において示します。
58	9	2	(6)	4)	落札者を選定しない場合	本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、従来型の一般競争入札方式等に変更するのか。	然るべき事態が生じた場合には、大学において検討致します。
59	9	2	(7)	2)	特別目的会社の設立等	特別目的会社の設立に際しては、応募グループ企業以外のものが50%未満の比率で出資できることになっているが、これらのものを事前に表明しておく必要はあるのか。	現段階では、選定事業者又は選定事業者の構成員以外の出資者の資格に関する規定は設定していませんが、特別目的会社設立時に表明する必要があります。
60	9	2	(7)	1)	事業契約の概要	「大学は落札者と事業契約を締結する」とされているが、契約の民間側の当事者は応募企業又は応募グループの代表企業なのか。それとも特別目的会社なのか。	事業契約は基本協定に基づき特別目的会社と締結します。

ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答	
61	9	2	(7)	1)	事業契約の概要	落札者選定後において、契約内容の軽微な変更・見直し等は認められるのか。	落札者選定後から選定事業者を決定する過程において、契約書の文言の明確化を除き、変更・見直しは行わない予定です。
62	9	2	(7)	2)	特別目的会社の設立等	各構成員の出資金額の下限は決められているか。	各構成員の出資金額の下限は特にありません。
63	9	2	(7)	2)	特別目的会社の設立等	構成員以外の出資者がある場合、どの時点までに出資者、出資額を確定する必要があるのか。	構成員以外の出資者は、特別目的会社設立時に表明する必要があります。
64	9	2	(7)	2)	特別目的会社の設立等	「全ての出資者は、事業契約が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、大学の事前の書面による承認がある場合を除き、譲渡、担保権設定その他一切の処分を行ってはならない。」とあるが、特別目的会社が金融機関等から建設資金等の借入れに伴って、通常、特別目的会社の「債権・資産・権利等及び株式に担保権」の設定が要求される。これらについては、承諾いただけると考えてよいか。	金融機関による担保権設定については、事業の安定的遂行及びサービス水準の維持が図られると共に、大学の利益を侵害しないと認められる場合に、金融機関が担保関連契約を大学に事前に通知した上で、文書による大学の承諾を得る必要があります。また、大学は合理的理由なくかかる担保権の設定を妨げない方針です。
65	9	2	(7)	2)	特別目的会社の設立等	特別目的会社は株式会社とされているが、資本金の最低額は商法上の規定(1000万円)どおりと理解してよいか。	ご質問のとおりです。ただし、商法の改定が行われた場合にはこの限りではありません。
66	9	2	(7)	2)	特別目的会社の設立等	特別目的会社について、「応募企業又は応募グループ構成員の出資比率の合計が全体の50%を超えるものとする」とされているが、上記以外の出資者について、制限はないと理解してよいか。	現段階では、選定事業者又は選定事業者の構成員以外の出資者の資格に関する規定は設定しておらず、選定事業者の裁量に委ねる予定です。
67	9	2	(7)	2)	特別目的会社の設立等	構成企業の持ち株比率は、50%超が条件となっているが、その対象には劣後ローンや匿名組合出資は、含めてもよいか。	特別目的会社の議決権のないエクイティ出資は持ち株比率の計算に含めるべきではありません。
68	10	3	(1)		リスク分担の考え方	具体的な詳細事項は、入札説明書等において示すとあるが、契約交渉時に出てくるリスクもあると考えられる。その時点で協議する事は可能か。また、その損害賠償についても、その時点で協議することは可能か。	落札者選定後から選定事業者を決定する過程において、契約書の文言の明確化を除き、交渉する機会は設けない予定です。
69	10	3	(2)		選定事業者の責任の履行に関する事項	契約保証金の納付または国債証券等の提供等は、事業初年度に納付するのみ、という理解でよいか。	納付の時期については、入札説明書等において示します。
70	10	3	(2)		選定事業者の責任の履行に関する事項	選定事業者の責任の履行に関する事項において、建設期間中(設計を含む)における履行保証保険付保による保証措置とあるが、これは、特別目的会社が付保しなければならないのか。応募構成員が特別目的会社を被保険者として付保する保険の保険請求権に対して、大学が質権を設定することで対応できるのか。	入札説明書等において示します。
71	10	3	(2)		選定事業者の責任の履行に関する事項	事業契約締結にあたっては契約の履行を確保する為に事業契約の保証を想定されているが、契約保証金の額及び履行保証保険の期間を示してほしい。	詳細は入札説明書等において示します。
72	10	3	(3)	3)	モニタリングの実施時期及び概要	工事施工時で、工事監理のみを企業に委託する場合、工事監理業者は資格要件等制約を受けるのか。また、工事監理業にあたるものは、複数の企業が共同して実施することは可能か。資格要件がある場合は1企業が有していれば良いと理解してよいか。	建築基準法に規定される工事監理業者であることが必要です。
73	10	3	(3)	3)	モニタリングの実施時期及び概要	工事施工時に、選定事業者は、建築基準法に規定されている工事監理者を設置し、と記載されているが、工事監理者の選定は、設計企業の設計者が行う。設計企業と建設企業が同一企業だった場合、その設計者が行う。設計企業と建設企業が同一企業で行った場合、その企業以外に工事監理のための設計者又は設計企業を加える。この3方式が考えられるが、どの方式でよいか示してほしい。	工事監理者は、設計者が兼務することは可能であるが、建設企業は兼務できません。
74	11	3	(3)	3)	モニタリングの実施時期及び概要	公認会計士による監査を経た財務の状況について大学に報告するとあるが、監査については、監査特例法に従い、会社規模に応じて行うと理解してよいか。	ご質問のとおりです。

ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
75	12	4	(1)	立地に関する事項	当概施設建設に係る敷地面積を示してほしい。	工事用地面積として約3,000m ² を予定しています。
76	12	4	(1)	立地に関する事項	現況測量図等の設計資料について、公表はいつ頃を予定しているか。	入札説明書等において示します。
77	12	4	(2)	施設の規模に関する事項	概要において、教官実験室(情報系)、教官実験室(化学系)~とあるが、具体的な学術分野や学部名等の定義はなされていないかと考える。具体的にはどのような分野における実験または研究を行う計画なのか。	入札説明書等において示します。
78	12	4	(2)	施設の規模に関する事項	施設の規模に関する事項に概算の合計の面積が記載されているが、上限・下限について設定があると考えられるので、示してほしい。	入札説明書等において示します。
79	12	4	(2)	施設の規模に関する事項	鉄骨鉄筋コンクリート造でなければいけない理由は何か。	入札説明書等において示します。
80	14	7	(1)	法制上及び税制上の措置に関する事項	本事業に関する法制及び税制上の措置等は想定していないとあるが、補助金等の交付も想定していないと理解してよいか。	ご質問のとおりです。
81	14	7	(2)	財政上及び金融上の支援に関する事項	無利子融資や低利融資に関し、当該融資を受けた場合に生じる提案金額との差益は、民間事業者が享受することができるかと解釈してよいか。	ご質問のとおりです。
82	14	7	(2)	財政上及び金融上の支援に関する事項	日本政策投資銀行の融資について、提案をその利用を前提とするか否かによって、提案の評価が変わることはないかと理解してよいか。	日本政策投資銀行からの融資利用に限らず、資金調達の妥当性・安全性などを勘案して事業計画性に係る提案審査を実施致します。詳細については、入札説明書等において示します。
83	14	7	(2)	財政上及び金融上の支援に関する事項	日本政策投資銀行の「民間資金活用型社会資本整備」に対する融資の対象事業とあるが、現時点での同行の融資条件を示してほしい。	無利子融資等の適用の可否は、民間事業者の選定後の審査により決まるため、事業者自らが日本政策投資銀行に直接お問い合わせ下さい。
84	14	7	(3)	その他の支援に関する事項	「必要な協力」とはどのような協力をいうのか。	必要に応じて大学において判断させていただきます。
85	18	資料1		リスク分担表	選定事業者の委託業務に起因する有害物質の排出・漏洩とあるが、実験系廃水処理は委託範囲と考えてよいか。また、想定外の排水に関するリスクは、大学側と考えてよいか。	実験系廃水の処理業務は、本事業には含まれておりません。
86	18	資料1		リスク分担表	税制度リスクで、建物所有に関する税制の新設・変更に関するもの(大学への所有権移転前)とあるが、取得税および登録免許税等のことを示すのか。	税制の変更に関するものは、取得税および登録免許税等のことを示しますが、新設に関するものは、その限りではありません。
87	18	資料1		リスク分担表	独立行政法人化に係るリスクは、「リスク分担表」における法令等リスクに含まれ、大学のリスク負担という解釈でよいか。	入札説明書等において示します。
88	18	資料1		リスク分担表	許認可リスクで、開発許可、及び建築確認申請に相当する許認可(市街化調整区域)の申請者はSPC(民間)になるのか、それとも大学になるのか。	現在、関係官庁と協議中です。特別目的会社が申請者となる場合もあります。
89	18	資料1		リスク分担表	移管段階でいう残存価値とは具体的に何か。	事業終了時での施設・設備等の法定耐用年数を考慮した、あるべき残存価値と考えています。詳細は、入札説明書等において示します。
90	18	資料1		リスク分担表	税制度リスクで、大学への所有権移転前における建物所有に係る税制の変更リスクを、なぜ事業者負担させるのか。	ご意見として承り、大学にて検討します。
91	18	資料1		リスク分担表	住民対応リスクで、「~住民反対運動・訴訟」とあるが、施工中の苦情・要望は民間側のリスクと考え、「~住民反対運動・訴訟」は大学側のリスクと考えられるか。	ご意見として承り、大学にて検討します。
92	19	資料1		リスク分担表	建設に要する資材置場の確保に関するものは、事業者とあるが、大学構内では確保できないとすることか。また大学構内で借地する場合借地料は発生するのか。	資材置場用地は、大学構内を予定していません。その借地料については、無償貸与を予定しています。

ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
93	19	資料1		リスク分担保表	不可抗力リスクにおいて、事業者が従分担保となっているが、どのような条件においての従分担保であるのか。	一定金額までは事業者が負担していただき、これを上回る場合には大学が負担することを予定しています。詳細は、入札説明書等において示します。
94	19	資料1		リスク分担保表	不可抗力リスクで、引渡し後の施設に関する火災保険については、建物所有者である大学が付保すると考えてよいか。	現時点では、大学は火災保険を付保する予定はありません。
95	19	資料1		リスク分担保表	金利リスクについて、「一般的な金利の変動によるもの」とあるが、「一般的」の定義を示してほしい。また、一般的ではない金利変動のリスクは、大学が負担すると理解してよいか。	通常、想定できない金利の変動を考えています。ただし、金利変動リスクは、原則として事業者が全て負担することとします。
96	19	資料1		リスク分担保表	金利リスクで、金利決定の時期はいつ頃になるのか。また、その内容はどのようなものか。現時点での考えを示してほしい。	原則として事業者が全て負担することより、事業者の判断に委ねます。
97	19	資料1		リスク分担保表	契約リスクで、選定事業者と契約を結べない、または契約手続きに時間がかかる場合のリスク負担は双方となっているが、事由の帰責性の有無によってリスクの負担者が決まると理解してよいか。	ご質問のとおりです。
98	19	資料1		リスク分担保表	資金調達で、割賦金利決定のタイミングを示してほしい。	原則として金利リスクを事業者が全て負担することより、事業者の判断に委ねます。
99	19	資料1		リスク分担保表	事業者の帰責事由による契約解除の際の貴大学による損害賠償請求権に関して、例えばその時点での割賦残代金の5%担当額等のペナルティーを予め設定する等は考えられるか。これは、プロジェクトファイナンス方式による資金調達において極めて重要な事項となるので、予め示してほしい。	入札説明書等において示します。
100	20	資料1		リスク分担保表	移管手続リスクで、施設移管手続きに伴う費用とあるが、具体的にはどのようなことを示すのか。	事業期間終了時における事業者の備品等の撤去、大学又は大学の指定する第三者への維持管理業務の引継ぎ等に伴う人件費等を想定しています。
101	20	資料1		リスク分担保表	施設の健全性リスクで、施設の健全性(残存価値)とあるが、基準を明示してほしい。	事業終了時での施設・設備等の法定耐用年数を考慮した、あるべき残存価値と考えています。詳細は、入札説明書等において示します。
102	20	資料1		リスク分担保表	施設の健全性リスクについて、「健全性(残存価値)が確保されない場合」とあるが、残存価値について、入札公告時までに具体的内容を示してほしい。	事業終了時での施設・設備等の法定耐用年数を考慮した、あるべき残存価値と考えています。詳細は、入札説明書等において示します。
103	20	資料1		リスク分担保表	施設瑕疵担保リスクで、「開業後」とはいつのことか。	開業後とは、開業準備期間を含めた維持管理期間を指します。
104	20	資料1		リスク分担保表	施設瑕疵担保リスクで、開業後10年以内の施設の瑕疵は事業者が負担とあるが、具体的対象内容について事業契約書(案)で示してほしい。	入札説明書等において示します。
105	20	資料1		リスク分担保表	施設損傷リスクで、大学が付保する予定の保険内容を示してほしい。また、事業者が付保しなければならない保険内容を示してほしい。	現時点では、大学が付保する予定の保険はありません。事業者が付保する保険内容については、入札説明書等において示す予定です。
106	20	資料1		リスク分担保表	修繕費増大リスクで、大学の指示以外の要因による修繕費の増大は事業者負担となっているが、第三者(大学関係者以外)の要因による修繕費の増大は、大学、事業者どちらの負担となるのか。	帰責性を判断するため、大学と事業者の間で協議を行うことを想定しています。なお、詳細は入札説明書等において示します。
107	20	資料1		リスク分担保表	修繕費増大リスクで、大規模修繕業務は大学が直接行うこととなっているが、提案提出時に長期修繕計画も提出する必要はあるか。	提案提出時に事業者から長期修繕計画を提出していただく予定です。
108	20	資料1		リスク分担保表	修繕費増大リスクで、大規模修繕業務は大学が直接行い、選定事業者の業務範囲からは外すこととなっているが、大規模修繕業務を行う業者はその都度、別途の入札等の方法により決定されるのか。	当該事業期間中において、大規模修繕を必要とする施設整備は、ないものと考えております。

	ページ	大項目	中項目	小項目	項目	質問	回答
109	20	資料1			リスク分担表	修繕費増大リスクについて、維持管理のみを行う業務であることから、事業者の責による要因以外については、大学が負担すべきではないのか。	帰責性を判断するため、大学と事業者の間で協議を行うことを想定しています。なお、詳細は入札説明書等において示します。
110	20	資料1			リスク分担表	施設の健全性リスクで、残存価値が確保されていないと判断された時に、どのようなペナルティを考えているのか。	詳細については、入札説明書等において示します。
111	全般					本整備事業について、構内電話、LANや施設集中管理システム等の情報通信関連設備に対する事業者からの提案は、事業者採択における評価対象となる予定はあるのか。	事業者の選定基準については、現在検討中であり、入札説明書等において示します。
112	全般					設備容量、建設計画について関わる部分の、想定される関連事業について示してほしい。	想定される関連事業についてはありません。
113	全般					ファイル形式JUSTSYSTEM 一太郎とあるが、入札提出書類の時はMicrosoftのWordおよびExcelではダメなのか。	ご意見として承ります。